

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	兵庫県教育委員会
指定したモデル地域名	兵庫県

概 要

モデル地域の構成（平成 27 年 5 月 1 日現在）

特別支援学校と高等学校とのペア校として指定した。

	学校名	在籍者数	教職員数
1	兵庫県立神戸特別支援学校	202 名	131 名
	兵庫県立神戸甲北高等学校	584 名	63 名
2	兵庫県立阪神特別支援学校	321 名	175 名
	兵庫県立武庫荘総合高等学校	945 名	84 名
3	兵庫県立こやの里特別支援学校	335 名	181 名
	兵庫県立猪名川高等学校	585 名	46 名
4	兵庫県立東はりま特別支援学校	213 名	115 名
	兵庫県立播磨南高等学校	751 名	55 名
5	兵庫県立姫路特別支援学校	234 名	135 名
	兵庫県立姫路別所高等学校	588 名	48 名
6	兵庫県立西はりま特別支援学校	178 名	113 名
	兵庫県立龍野北高等学校	235 名	88 名
7	兵庫県立出石特別支援学校	99 名	75 名
	兵庫県立但馬農業高等学校	276 名	52 名
8	兵庫県立氷上特別支援学校	92 名	71 名
	兵庫県立氷上高等学校	145 名	60 名
9	兵庫県立あわじ特別支援学校	103 名	73 名
	兵庫県立洲本高等学校	716 名	53 名
10	兵庫県立北はりま特別支援学校	155 名	99 名
	兵庫県立多可高等学校	347 名	33 名
11	兵庫県立芦屋特別支援学校	309 名	181 名
	兵庫県立西宮高等学校	1,073 名	88 名
12	兵庫県立視覚特別支援学校	52 名	77 名
	兵庫県立舞子高等学校	828 名	63 名
13	兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	91 名	89 名
	兵庫県立神戸高塚高等学校	714 名	50 名

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

兵庫県では、障害のある生徒の自立と社会参加を促進するとともに、障害のない生徒にとっても社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となることから、平成19年度より、特別支援学校高等部と高等学校との交流及び共同学習に積極的に取り組んでいる。毎年、指定校数を拡大するとともに、その成果として平成23年度から高等学校内に特別支援学校の分教室を3教室設置した。

「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」（平成26年3月）においても、交流及び共同学習を、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るための大きな取組の一つとして位置づけ推進している。

平成27年度は、昨年度より4校多い26校（13ペア）を指定校とし、指定校数を拡充するとともに、対象障害種別を知的障害だけでなく、新たに視覚障害、聴覚障害を対象とした。また、平成28年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が施行され、合理的配慮が提供義務化されることに向け、各学校や個々の生徒の取組の教育的効果を高めるため、交流及び共同学習における合理的配慮について県教育委員会特別支援教育課作成の「合理的配慮の提供とそのプロセス例（案）」（別紙1）を基に、PDCAサイクルによる、合理的配慮の計画、提供、評価の活用とその実施上の課題と、その対応策を明らかにする。

さらに、特別支援学校及び高等学校の生徒、特別支援学校及び高等学校の教員に対して、①障害のある生徒の経験を広め、自立と社会参加の促進につながっているか ②障害のない生徒が、障害のある生徒に対する正しい理解と認識を深め、様々な人と助け合い、支えあって生きていくことを学ぶ機会となっているかという観点から、教員については、①高等学校教員の障害のある生徒への意識がどのように変容したか ②特別支援学校教員が十分な教育が行えるよう、個別に必要な合理的配慮を提供しているかという観点から経年調査を実施し、相互理解の促進等事業成果を評価する。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

(1) 交流及び共同学習運営協議会の開催（年2回）

第1回 事業の概要 障害者差別解消法の施行を見据えた合理的配慮の提供の在り方
実践発表「合理的配慮の観点と提供プロセスを踏まえた効果的な取組」

県立A特別支援学校と県立B高等学校

第2回 実践発表「合理的配慮の観点と提供プロセスを踏まえた取組の成果と課題」

県立C特別支援学校と県立D高等学校

アンケート調査結果報告、ペア校からの報告

(2) 交流及び共同学習研究協議会の開催（年1回）

- ①対象 各市町教育委員会担当者、県立学校、事業実施校等の教職員
- ②内容 県立特別支援学校分教室（県立高等学校）における授業見学、施設見学
教員・生徒の実践発表及び、パネルディスカッション「合理的配慮の提供プロセスを踏まえた組織的な取組について」

※毎回、学識経験者から進捗状況を踏まえた指導助言をいただき、改善を図る。

【モデル地域内における取組】

(1) 指導計画における工夫

- ・両校の教育課程を尊重し、交流及び共同学習参加生徒の学習のねらいを明確化する。
- ・生徒の実態に応じた合理的配慮を個別の指導計画に記載し、関係教員で共通理解する。

(2) 実施体制の工夫

- ・両校間の連絡、打ち合せを密にし、計画的・組織的に活動を実施する。
- ・交流及び共同学習にあたっては、生徒の特性に配慮したペアリングを行う。
- ・生徒が見通しをもって主体的に取り組める事前指導を行う。（例：自己紹介ビデオ）
- ・活動後はアンケート等により振り返りを行うなど、改善点を明らかにする。

(3) 理解啓発研修 実施校 11校

3. 成果及び課題

(1) 成果

- ・組織的に取り組む校内体制が整い、PDCAサイクルによる実施が定着してきた。
- ・生徒が主体的に取り組める仕掛け、事前事後指導の定着、ペアリングをキーワードに取り組み、どの学校においても、活動の質を高めている。
- ・対象を視覚・聴覚障害特別支援学校にも拡充し、災害時の対応等も含め、障害特性を踏まえた指導・支援が進んでいる。来年度は県単事業として肢体不自由にも拡充する。
- ・活動を通じて、特別支援学校の生徒の働くことへの関心が高まり、生徒のキャリア形成に影響を与えている。特に分教室の生徒は卒業後の就労率が、一貫して伸びている。
- ・アンケート結果より、特別支援学校分教室設置の高等学校生徒は、学年が上がるにつれ、活動がよいことだと感じている割合が高くなっている。

(2) 課題

- ・アンケート結果より、特別支援学校の教員では、提供した合理的配慮の評価及び改善に努めている項目の肯定的な回答率が他の項目より低かったため、今後もその重要性について周知をしていく。
- ・高等学校の教員については、自校の気になる生徒への支援や保護者への対応については十分でないと感じている。高等学校の校内体制の整備が必要になる。
- ・事業の実践成果を取りまとめ、小・中学校特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習にも生かせる普及啓発活動を今後行う必要がある。
- ・今後は、交流及び共同学習を体験した特別支援学校、高等学校の卒業生を対象にした追跡調査を行い、生徒の長期的な生き方に与えた影響について検討していく。